

令和5年1月13日

友愛会会員 各位

株式会社 ナカノフドー建設
経 理 部

インボイス制度 適格請求書発行事業者登録のお願い

令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始される予定となっており、制度開始時から「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」となるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を済ませる必要があります。

友愛会会員各社様におかれましては、インボイス発行事業者の登録をご検討頂き、期限までに申請手続きを実施頂きますよう宜しくお願い致します（別紙、国税庁リーフレットをご確認ください）。

また、弊社の消費税申告・納付等の処理におきまして、各会社様のインボイス発行事業者としての登録の有無は極めて重要となります。このため、令和5年2月上旬以降に、登録状況等の確認をさせていただきますので、その際は何卒ご協力の程お願い致します。

なお、弊社のインボイス事業者の登録番号は下記の通りとなります。

記

【株式会社ナカノフドー建設 適格請求書発行事業者の登録番号】

T4-0100-0100-8731

以上

消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受け取ることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

🎯 「インボイス」とは

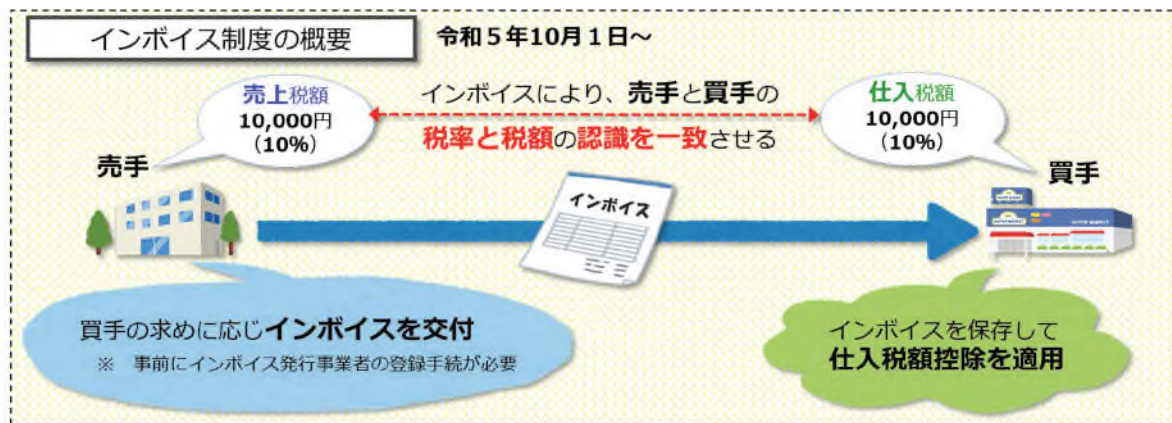
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

🎯 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



🎯 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続きなどを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



🎯 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします。